

第2編 心のかよった社会福祉の推進

第1章 地域福祉の体制整備

第1節 福祉活動のための体制整備

第1項 地域福祉計画

地域福祉課

1. 船橋市地域福祉計画「コミュニケーション^{シティ}船橋の創出」

(1) 計画策定の背景と概要

少子・高齢化や核家族化が急速に進み、人々の価値観も多様化している中で、地域の支援を必要としているにもかかわらず潜在化してしまっている高齢者や子育ての悩みを一人で抱えている人、リタイア後の生きがいを見つけない人など、市においても様々な福祉ニーズが新たに生まれており、質・量ともにこれまで以上の福祉サービスが求められています。

こうした状況を踏まえて「市民の誰もが生き生きと自分らしく安心して暮らし続けることのできる船橋」を創出するため、地域と行政の役割分担のあり方や、「市民」「地域」「行政」のそれぞれが取り組んでいくべき施策を掲げたものが「船橋市地域福祉計画」であり、メインテーマを「コミュニケーション^{シティ}船橋の創出」としています。

船橋市地域福祉計画は、平成17年に第1次計画、平成22年に第2次計画が施行され、新たに平成27年度から第3次計画が施行されました。第3次計画では、第2次計画における取り組みを引き継ぎながらも、3つの新たな取り組み（1.生活困窮者自立支援制度 2.地域包括ケアシステムの構築（生活支援コーディネーターの設置） 3.ボランティアの充実のための検討）を設定し計画を推進しています。

また、令和4（2022）年度より施行予定の第4次計画について、策定を検討していきます。

(2) 計画の特徴

① 第3次計画策定の経緯

誰もが自分らしく、安心して暮らせる地域づくりの指針として、市が果たすべき役割（公助）と市民一人ひとりや地域に期待される役割（自助、共助・互助）の両方が明記されており、活動主体である一人ひとりの市民にとって身近でわかりやすい計画となるように配慮して策定しました。

策定にあたっては、市民に主体的な議論を行っていただくため公募委員を加え、さらに学校教育関係者を加えた地域福祉計画策定委員会を設置し、平成26年2月より計6回の策定委員会を開催して骨子案を策定し、それに加え庁内での検討委員会を1回開催し、行政の関係各課とも協議する形で最終的に計画書をまとめました。

② 地域福祉の役割分担と第3次計画の新たな取り組み

自立した個人が相互に助け合うという「共助社会」を構築していくためには、一人ひとりの市民、NPO・ボランティア団体等の市民活動団体や社会福祉協議会等の地域社会、そして行政としての市が各々に役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて実現が可能となります。本計画では地域に住む一人ひとりが努力することを「自助」、地域が協力して実行していくことを「共助・互助」、行政が責任を持って推進することを「公助」と3つに区分し、役割を明確にすることによって計画の実現を目指します。

第3次計画では、新たな取り組みとして「生活困窮者自立支援制度」と「地域包括ケアシステムの構築（生活支援コーディネーターの設置）」、「ボランティアの充実のための検討」の3つを設定しています。

まず「生活困窮者自立支援制度」ですが、この制度は生活保護受給者数や非正規雇用者数の増加などの社会情勢の変化により、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するため平成27年4月にできた制度です。

市では、平成24年12月に「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるを開設し、対象者を限らないワンストップの相談業務を開始していますが、この相談業務を拡大する形で生活困窮者の自立支援のための相談も実施します。

次に、「地域包括ケアシステムの構築（生活支援コーディネーターの設置）」ですが、市では市民がいつまでも元気に暮らせるよう健康寿命を延伸し、たとえ医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

その取り組みの一つとして、家事援助等の生活支援等サービスを地域に普及させるため「生活支援コーディネーター」を市内の各地区コミュニティに配置しています。

3つ目の「ボランティアの充実のための検討」については、近年のボランティアの高齢化や新規参入者の減少などによる担い手の不足、また「地域包括ケアシステム」を構築していくにあたり、福祉分野のボランティアのニーズが高まることが予想されるため、それらも含めたボランティア活動を充実させるための方策を検討していきます。

(3) 計画の推進体制

本計画は、実効性を高めるために行政及び船橋市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会）に対して、提言・助言を行うことを目的とした地域福祉計画推進委員会を、地域福祉計画策定委員会のメンバーであった7人で設置して、計画を推進してきました。

また本計画においては、船橋市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会を地域福祉推進の中心となる組織と位置づけており、「自助」「共助・互助」として掲げた項目の実現については、船橋市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」により、具体的な事業を推進していくこととなります。

「地域福祉活動計画」については、平成23年に第2次計画が策定され、平成28年に第3次計画を施行しました。策定にあたっては、地域福祉計画推進委員会より「地域福祉活動計画を策定するにあたっての意見」を提出しています。

①「地域福祉計画推進委員会」による提言

同推進委員会では、①計画で提言している公助、共助・互助項目の個別事業の進捗状況の把握、②推進委員会での検討・協議、③推進委員会からの公助、共助・互助項目の推進に関する提言、④提言を受けての各所管課・社会福祉協議会による改善のための取り組み、という年間のサイクルによって計画を推進してきました。

また、令和元年度においては、第4次計画策定に向け新たに設置した地域福祉計画策定委員会への引継ぎを行い、現行計画の進捗管理と次期計画の策定を一体的に進めました。

②「地域福祉支援員」を配置

「共助社会の構築」に向けた仕組みづくりを地域が主体的に取り組めるよう、行政サイドから地域を支援する具体的な施策として、平成18年度から「地域福祉支援員」を地域福祉課内に配置しました。

《主な業務内容》

- ・地域ぐるみの福祉活動を啓発するための出前講座の実施及び内容の拡充
- ・地域住民同士による家事援助を中心とした「助け合い活動」を普及するため、各地区に設置される生活支援コーディネーターと連携し、地域に出向いての団体立ち上げ支援及び活動の普及
- ・生活支援コーディネーターの設置に伴い、船橋市社会福祉協議会と一体となって「協議体：(仮)生活支援協議会」の立ち上げ支援
- ・各地区社会福祉協議会の特徴的な取り組みなどを情報収集し、他地区へ情報提供
- ・地区社会福祉協議会の事務局員等のスキルアップを目的とした研修を船橋市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会と共に検討及び実施
- ・船橋市社会福祉協議会が策定する「第3次地域福祉活動計画」の推進に向け、船橋市社会福祉協議会に対して情報提供などによる支援
- ・福祉に関するボランティアを充実するための検討

第2項 地域福祉活動の推進

1. 地域福祉活動助成金交付事業

「福祉と緑の都市宣言」に伴う記念事業のひとつである、福祉基金の設置により、基金から生じる運用収入等を活用し、市民活動団体が行う地域福祉の推進を目的とする事業に対して助成金を交付しています。

《助成対象事業》

1. 船橋市地域福祉計画を推進するための事業
2. 在宅福祉の普及・向上に資する事業
3. 健康・生きがいのづくりの推進に資する事業
4. ボランティア活動の活性化に資する事業
5. その他、地域福祉の増進に資する事業

表 I - 2 - 1 - 1 交付実績

区分	年度	29	30	元
地域福祉活動助成金交付額 (円)		2,061,000	1,571,000	1,439,000
地域福祉活動助成金交付団体数 (団体)		19	19	17

第2節 福祉団体等の育成・支援

第1項 社会福祉団体の育成

1. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、自主的に社会福祉の増進に努める民間の奉仕者で、厚生労働大臣の委嘱を受けて市内24地区に定数789人（主任児童委員54人含む）を基準に配置されています。

主な活動は、高齢者をはじめ、障害者、児童、ひとり親世帯、生活困窮世帯や生活保護受給世帯等の生活状態を必要に応じ適切に把握し、生活に関する相談に応じ、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用するための情報提供等を行うとともに、関係行政機関とのパイプ役となるなど、広範囲にわたって地域社会の福祉増進に努めています。

(1) 民生委員・児童委員の活動状況

表 I - 2 - 1 - 2 内容別相談・支援件数

内容	年度	29		30		元	
		件数(件)	割合 (%)	件数(件)	割合 (%)	件数(件)	割合 (%)
在宅福祉		2,449	10.8	2,005	9.4	1,678	8.9
介護保険		954	4.2	869	4.1	729	3.9
健康・保健医療		3,323	14.7	3,272	15.4	2,843	15.1
子育て・母子保健		346	1.5	424	2.0	295	1.6
子どもの地域生活		667	2.9	741	3.5	549	2.9
子どもの教育・学校生活		691	3.1	684	3.2	569	3.0
生活費		566	2.5	493	2.3	472	2.5
年金・保険		111	0.5	92	0.4	92	0.5
仕事		105	0.5	92	0.4	86	0.5
家族関係		630	2.8	650	3.1	523	2.8
住居		361	1.6	296	1.4	429	2.3
生活環境		1,269	5.6	1,266	5.9	1,173	6.2
日常的な支援		5,311	23.5	5,257	24.7	4,376	23.2
その他		5,859	25.9	5,142	24.2	5,012	26.6
合計		22,642	100.0	21,283	100.0	18,826	100.0

表 I-2-1-3 分野別相談・支援件数

内容	29		30		元	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
高齢者に関すること	15,962	70.5	15,008	70.5	13,018	69.1
障害者に関すること	1,098	4.8	940	4.4	802	4.3
子どもに関すること	1,901	8.4	1,975	9.3	1,631	8.7
その他	3,681	16.3	3,360	15.8	3,375	17.9
合計	22,642	100.0	21,283	100.0	18,826	100.0

表 I-2-1-4 その他の活動件数 (単位：件)

種別	29	30	元
調査・実態把握	14,359	11,685	10,439
行事・事業・会議への参加協力	19,143	19,145	16,510
地域福祉活動・自主活動	26,507	27,014	23,744
民児協運営・研修	23,122	22,858	23,916
証明事務	1,911	1,871	1,883
要保護児童の発見の通告・仲介	88	175	794

表 I-2-1-5 訪問回数

(単位：一人当り月平均回数)

種別	29	30	元
訪問・連絡活動	7.8	7.6	7.4
その他	6.3	5.6	4.8

表 I-2-1-6 連絡調整回数

(単位：一人当り月平均回数)

種別	29	30	元
委員相互	4.0	4.1	4.5
その他の関係機関	2.5	2.6	2.4

表 I-2-1-7 活動日数

(単位：一人当り月平均日数)

種別	29	30	元
活動日数	11.3	11.3	10.8

2. 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により地域福祉の推進を図ることを目的とした非営利の民間福祉団体です。支え合いといたわり合いの地域づくりを目標に地域住民との協働活動の促進並びに関係機関・団体及び福祉施設等との連携により、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

設立経過	昭和 26 年 12 月 1 日 設立
	昭和 41 年 8 月 31 日 法人格取得
所在地	船橋市本町 2-7-8 (電話番号 047-431-2653)
会長	若生 美知子
組織	各種福祉団体から選出された理事 12 人、監事 3 人、評議員 13 人によって運営されています。(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(1) 地域福祉活動計画「支え合いのまちづくりプラン」の促進

誰もが自分らしく安心して自立した生活を維持していくためには、行政が果たすべき保健福祉サービスに加えて、地域の助け合いなどによる市民活動の活性化を図ることで、自立した個人や諸団体、福祉事業者などが組織的に連携・協働し、船橋市地域福祉活動計画の理念である「共助社会」を創り出していくことが求められています。

社会福祉協議会は、共助社会の創出を「誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり（地域づくり）」として捉え、この理念の実現を目指すべく平成28年度から令和3（2021）年度を計画期間とする「第3次船橋市地域福祉活動計画」を策定するとともに、「地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況や課題整理など、計画を推進するにあたっての提言・助言をいただき、目的の達成に努めました。

地区社会福祉協議会では、ホームページ等を活用した情報の発信や、福祉相談窓口の運営により、住民が地域で安心して暮らせるよう事業を推進しました。

その他の事業についても、計画の推進が図られるよう支援強化に努めています。

(2) 地域組織活動

① 福祉活動の基盤強化

地域住民の身近な日常生活の福祉問題を効果的に、即応性をもって解決するため、生活圏の中での助け合い活動やボランティア活動等により地域福祉の向上を図るとともに、ボランティアセンターの推進及び地区社会福祉協議会の事業の充実強化に努めています。

表 I - 2 - 1 - 8 地区社会福祉協議会設置状況

No.	地区社協名	設置場所	連絡先
1	宮本地区社会福祉協議会	宮本公民館内	047-421-1018
2	湊町地区社会福祉協議会	南老人福祉センター内	047-433-9150
3	本町地区社会福祉協議会	中央公民館内	047-434-6556
4	海神地区社会福祉協議会	海神公民館内	047-437-2207
5	葛飾地区社会福祉協議会	西船橋出張所内	047-437-6633
6	本中山地区社会福祉協議会	西部公民館内	047-336-7011
7	塚田地区社会福祉協議会	塚田公民館内	047-430-7345
8	法典地区社会福祉協議会	法典公民館内	047-430-8077
9	夏見地区社会福祉協議会	夏見公民館内	047-425-3808
10	高根・金杉地区社会福祉協議会	高根公民館内	047-438-5671
11	高根台地区社会福祉協議会	高根台公民館内	047-467-4551
12	高芝地区社会福祉協議会	新高根公民館内	047-469-5050
13	前原地区社会福祉協議会	東部公民館内	047-471-8121
14	二宮・飯山満地区社会福祉協議会	飯山満公民館内	047-424-0317
15	薬円台地区社会福祉協議会	社会福社会館内	047-469-6118
16	三田習地区社会福祉協議会	三山市民センター内	047-471-3325
17	習志野台地区社会福祉協議会	習志野台1-6-7 ライツC号室	047-465-0250
18	二和地区社会福祉協議会	二和公民館内	047-447-3711
19	三咲地区社会福祉協議会	三咲公民館内	047-440-2161
20	八木が谷地区社会福祉協議会	八木が谷公民館内	047-448-7713

21	松が丘地区社会福祉協議会	松が丘公民館内	047-468-6120
22	大穴地区社会福祉協議会	海老が作公民館内	047-464-8581
23	豊富地区社会福祉協議会	北部公民館内	047-457-1552
24	坪井地区社会福祉協議会	坪井公民館内	047-402-0933

② ボランティアの育成（令和元年度）

ここ数年、社会福祉の動向は、社会保障や施設の整備等の充実にあわせ、生活支援サービスや、住みよい福祉のまちづくりなど、地域住民の連帯意識に基づく、ボランティア活動への積極的参加が求められています。これらの活動の推進を図るため、「ボランティア」との連絡調整、広報活動、相談活動、講座、研修等の事業の推進に努めています。

- 1) ボランティアの発掘及び育成
- 2) ボランティア連絡協議会に協力
- 3) 県・他市ボランティア関係者・団体との連携
- 4) 地域ボランティアとの相談調整（24 地区）
- 5) 制度ボランティア・一般ボランティアとの連絡調整
- 6) 中学生ボランティア養成講座開催（2 日間・参加者 31 人）
- 7) おもちゃの図書館運営 2 か所（東簡易マザーズホーム内・西簡易マザーズホーム内）
- 8) シニアボランティア研修会（参加者 81 人）
- 9) 船橋市福祉教育推進指定校の指定 96 校（小学校 54 校、中学校 27 校、高等学校 15 校）
- 10) 車イス貸し出し（体験学習を含む）（139 件・390 台）
- 11) 高齢者疑似体験セット貸し出し（25 件・162 セット）
- 12) アイマスクの貸出（26 件・970 個）及び点字板の貸出（6 件・79 枚）
- 13) 小学生向け福祉冊子「やさしい気持ち」配布（小学校 54 校（主に 4 年生対象）6,425 冊）

表 I-2-1-9 ボランティア登録及びあっせん状況（令和元年度）

登録ボランティアグループ数	212 グループ 3,691 人	合計	4,090 人
個人ボランティア数	399 人		
新規ボランティアあっせん状況	179 件 延人員数	719 人	

③ 民生児童委員協議会との協働活動

市民生児童委員協議会理事会及び 24 地区民生児童委員協議会定例会に出席するとともに、地域福祉の増進を図るため、活動費を助成し福祉活動の活発化に努めています。

表 I-2-1-10 地区研修会開催費助成状況（単位：千円）

区分	年度	29	30	元
地域活動費		780	780	780

(3) 児童福祉活動

① 子どもの遊び場設置に伴う遊具の安全管理

児童の健全育成と事故防止のため、「子どもの遊び場」の促進に努めています。

表 I-2-1-1-1 子どもの遊び場設置状況 (令和2年3月31日現在)

NO	遊び場名称	設置場所	
1	つばめちびっ子遊園	宮本 4-12-23	昭和 44 年度設置
2	旭町水元子供遊園	旭町 2-18	昭和 47 年度設置
3	楠が山永妻こども遊園	楠が山町 242-2	平成元年度設置

② 子育てサロン事業

地域内で子育てについて、情報交換や相談をする場が少ない親（親子）を対象として、情報交換や育児相談、交流できる場の提供に努めています。

表 I-2-1-1-2 子育てサロン事業実施状況 (令和2年3月31日現在)

区分	年度	29	30	元
開催回数 (回)		454	530	443
延参加人数 (人)		25,420	22,785	19,050
延ボランティア数 (人)		2,984	3,692	3,339

(4) 低所得者及び障害者福祉対策活動

① 生活福祉資金

低所得世帯に対して、経済的自立と生活の安定を図ることを目的として資金の貸付けを行っています。

表 I-2-1-1-3 資金貸付実績

資金の種類	年度	29		30		元	
		件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
福祉資金		35	15,535,400	44	7,930,600	22	2,088,300
教育支援資金		145	98,485,500	157	126,098,600	123	85,957,200
緊急小口資金		43	3,883,300	43	3,814,600	36	3,809,700
総合支援資金 (H21年10月より開始)		0	0	0	0	1	320,000
臨時特例つなぎ資金 (H21年10月より開始)		0	0	0	0	0	0
要保護世帯向け不動産担保型生活資金		0	0	0	0	1	8,596,000
生活復興支援資金		0	0	0	0	0	0
合計		223	117,904,200	244	137,843,800	183	100,771,200

② 福祉銀行資金

福祉銀行は、緊急に支援を要する生活困窮者に対して貸付、交付を行っています。

表 I-2-1-14 貸付・交付実績

区分	29		30		元	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
貸付	756	8,055,767	769	7,858,708	593	6,165,642
交付	64	20,730	36	10,980	29	8,970

(5) 老人福祉対策活動

① 老人クラブ等自動車支援事業 (福祉バス)

高齢者福祉課

老人クラブ等の高齢者団体が会員の教養を高めるとともに相互の親睦を図るため、研修等を実施する場合に「大型バス」を貸し出しすることにより、老人福祉の増進を図っています。

《大型バス》 運行事業及び代替による借上げバスの運行事業

表 I-2-1-15 大型バス運行状況

区分	年度	29	30	元
運行回数 (回)		154	155	125
運行利用者延人数 (人)		5,082	5,079	3,976

② 老人クラブ自動車借上料の補助事業

老人クラブ会員相互の親睦・教養の向上を図るため大型バス (観光バス) を借上げた場合、借上げ料の一部を補助し老人クラブの支援に努めています。

表 I-2-1-16 バス借上補助事業

区分	29		30		元	
	クラブ数	金額 (円)	クラブ数	金額 (円)	クラブ数	金額 (円)
15人~29人	10	422,190	11	382,165	13	501,800
30人以上	23	1,959,039	20	1,781,790	13	1,073,956

③ ミニデイサービス事業

地域福祉課

ひとり暮らし及び日中一人になる高齢者で引きこもりがちの方・介護保険認定外 (自立判定者) の方を対象とし、健康チェックや軽体操等を行う中で、生きがいつくりの場の提供に努めています。

表 I-2-1-17 ミニデイサービス事業実施状況

区分	年度	29	30	元
開催回数 (回)		700	695	672
延参加人数 (人)		21,259	22,105	19,845
延ボランティア数 (人)		8,288	8,738	8,076

④ ふれあい・いきいきサロン事業

地域住民の誰もが自由に参加でき、参加者自身が内容について企画する中で、趣味やレクリエーション（ゲーム等）を通じ、世代を超えた仲間づくりの場の提供に努めています。

表 I-2-1-18 ふれあい・いきいきサロン事業実施状況

区分	年度	29	30	元
開催回数（回）		631	741	628
延参加人数（人）		22,903	22,254	17,576
延ボランティア数（人）		4,843	4,759	4,042

(6) 共同募金協力事業

民間社会福祉事業に対する援助やボランティア活動、地域福祉活動の推進等のために、共同募金会が行う募金活動に対して、積極的な協力を行っています。

表 I-2-1-19 赤い羽根募金配分状況

配分先	年度	29		30		元	
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
1. ボランティア育成事業費		7,529,267	38.9	6,501,345	37.1	7,129,429	41.7
2. 広報活動費		514,064	2.6	178,580	1.0	481,023	2.8
3. 各種団体助成費（母子・障害児者等）		2,570,000	13.3	2,670,000	15.2	2,670,000	15.6
4. 老人福祉活動費		2,313,891	11.9	1,491,440	8.5	1,716,332	10.0
5. 共同募金推進費・障害者福祉活動費		6,449,778	33.3	6,706,635	38.2	5,104,216	29.9
合計		19,377,000	100.0	17,548,000	100.0	17,101,000	100.0

表 I-2-1-20 赤い羽根募金状況

種別	年度	29		30		元	
		募金額（円）	割合（％）	募金額（円）	割合（％）	募金額（円）	割合（％）
戸別		22,360,278	89.2	21,166,888	86.8	21,145,162	86.7
職域		185,729	0.7	200,513	0.8	163,606	0.7
学校		772,006	3.1	864,565	3.5	1,015,572	4.2
法人		1,026,795	4.1	1,028,515	4.2	798,011	3.3
その他		723,313	2.9	1,129,083	4.7	1,254,792	5.1
合計		25,068,121	100.0	24,389,564	100.0	24,377,143	100.0

表 I-2-1-21 歳末募金配分状況

配分先	年度	29	30	元
		配分額（円）	配分額（円）	配分額（円）
要保護世帯		8,340,000	8,205,000	7,305,000
地域活動支援センター等		1,760,000	1,680,000	1,680,000
地域福祉推進費		12,004,218	11,527,675	12,136,248
合計		22,104,218	21,412,675	21,121,248

(7) 一般貸切旅客自動車借上利用事業大型バスの運行

福祉団体及び福祉関係者が行う研修、視察、福祉活動等に利用してもらうことによって福祉の向上に努めています。

《主な行先》 船橋市内・市川市・松戸市・佐倉市・香取市・千葉市ほか県内

表 I-2-1-22 一般貸切旅客自動車借上利用事業大型バスの運行状況

区分	年度	29	30	元
運行回数 (回)		120	123	87
参加延人数 (人)		4,110	4,277	3,115

※ 運行回数はリフト付バスを含む

(8) ふなばし高齢者等権利擁護センター事業

判断能力が十分でない方の権利を擁護することを目的として、その方が自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等のサービスを契約に基づいて提供に努めています。

表 I-2-1-23 権利擁護の相談・契約状況

内容 年度	新規相談人数 (人)			合計 (人)	相談等 延べ回数(回)	新規訪問調査		新規契約件数 (件)
	高齢者	知的 障害者	精神 障害者 他			新規実人数 (人)	新規延回数 (回)	
29	90	0	21	111	338	68	89	7
30	127	4	14	145	194	56	79	20
元	103	7	15	125	148	56	83	18

表 I-2-1-24 高齢者法律相談状況

内容 年度	受付人数(人)				合計 (人)	相談種別	相談代理人			来談数
	60～ 65歳	66～ 70歳	71～ 75歳	76歳 以上			配偶者	子供	甥・ 姪	
29					31	①相続 ②成年後見 ③遺言	配偶者	子供	甥・ 姪	31
	1	2	10	18			0	0	0	
30					31	①相続 ②成年後見 ③遺言	配偶者	子供	甥・ 姪	31
	2	6	6	17			0	0	0	
元					35	①相続 ②成年後見 ③遺言	配偶者	子供	甥・ 姪	31
	3	10	10	12			0	1	0	

(9) 社会福祉事業振興資金貸付事業

民間社会福祉事業の振興育成の一環として、社会福祉法人等が市内において設置運営する社会福祉施設の整備に必要な資金を貸し付け、支援に努めています。

表 I-2-1-25 貸付金額と対象施設数

区分 \ 年度	29	30	元
貸付金 (円)	0	0	15,000,000
施設数 (件)	0	0	1

(10) 地域交流の場 「お休み処 (どころ)」 運営事業

高齢者や障害者、小さなお子様連れの方など、地域の誰もが住みなれた地域で安心して生活できるよう、駅前の商店街の空き店舗など、人の往来の多い場所にホッと一息つくことができ、そこに集う人たちが気軽に交流できる「ふれあい喫茶」のようなサロンを地域のボランティアの協力を得て設置運営します。

表 I-2-1-26 「お休み処」施設ごと利用状況 (単位：人)

施設名	内 訳	29	30	元
ホッとこころ咲が丘	来場者数	2,507	2,484	2,810
	1日平均利用人数	11	11	9
	ボランティア数	18	18	15
ほっとスクエア夏見	来場者数	3,628	2,859	3,648
	1日平均利用人数	16	13	14
	ボランティア数	22	24	24

(11) 安心登録カード事業

船橋市社会福祉協議会と各地区社会福祉協議会が主体となり、船橋市自治会連合協議会と船橋市民生児童委員協議会が協力して行っている事業であり、高齢者でひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯、障害がある方等に対する事件・事故、突発的な病気などの緊急時や災害時での救援・支援及び日頃の見守り活動のために自分の情報を登録し、地域で共有するものです。

また、平成24年度から船橋市の避難行動要支援者支援事業と連携し、本人同意を得た上で、市から提供された避難行動要支援者の方々の情報を基に、安心登録カードの登録を促し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

表 I-2-1-27 実施地区社協数と登録者数 (令和2年3月31日現在)

区分 \ 年度	29	30	元
地区社協 (個所)	24	24	24
登録者数 (人)	19,521	19,822	19,602

(12) 生活支援体制づくり推進事業

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、住まい・予防・生活支援・介護・医療が一体的に切れ目なく提供されるサービス提供体制の構築を目指し、その生活支援サービスの充実に向けて、地域資源の開発・支援及びネットワークの構築をすすめ、地域で支える取り組みを支援するため、生活支援コーディネーターを地区社協に配置します。

表 I-2-1-28 設置地区社協数 (単位：箇所)

区分 \ 年度	29	30	元
地区社協	21	24	24

第2項 地域福祉の充実

1. 公益財団法人船橋市福祉サービス公社の設立

高齢者福祉課

福祉サービス公社は「福祉と緑の都市宣言」に基づく記念事業の一つとして、援助を必要とする高齢者、心身障害者等の在宅生活の充実を図るため、利用者のニーズに沿った福祉サービスの提供や普及啓発事業の実施をもって、市民福祉の増進に寄与することを目的として設立されました。

設立年月日 平成6年3月24日（財団法人として設立）

平成24年4月1日（公益財団法人として認定）

所在地 船橋市本町2-7-8（船橋市福祉ビル4階）

組織 各種団体から選出された理事9人、監事2人、評議員9人によって構成しています。

(1) 公社自主事業

① 有償在宅福祉サービス

1) さざんかホームヘルプサービス事業

日常生活を営む上で支障がある高齢者、心身障害者等の生活を支援するほか、妊産婦の母体保護と育児に伴う家事の軽減を図るため、在宅介護に熱意のある市民等を協力員として、生活援助サービス、介護サービス等を有償で提供します。

表 I-2-1-29 実施状況

年 度	29	30	元
延派遣世帯数（世帯）	167	152	207
延派遣回数（回）	602	501	666
延派遣時間数（時間）	1,045	777	1,030

表 I-2-1-30 サービス内容別状況（重複あり）（令和元年度）

内 容	対象家庭	派遣回数(回)
食事の準備・片付け	93	312
衣類の洗濯及び補修	61	250
室内等の清掃、整理整頓	150	445
食料品・雑貨等の買物	20	53
話し相手等	17	41
通院等外出の介助	1	1
その他（家事支援）	6	16
その他（身体介護）	4	15
合 計	352	1,133

2) 身辺クリーンサービス事業

市が実施する介護用品支給事業と連携を図り、高齢者や心身障害者等の在宅生活を援助するため、紙おむつ等の宅配サービスを行います。

表 I-2-1-31 利用状況

年 度	29	30	元
利用者数（人）	74	42	29
宅配品数（個）	132	94	59

3) 聴覚障害者支援事業

市の手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業との連携を図り、聴覚障害者の社会参加を援助するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

表 I-2-1-32 派遣状況

年 度	29	30	元
総派遣回数(回)	63	69	51
総派遣人数(人)	108	116	71

② 相談・支援サービス事業

看護師、保育士、管理栄養士、介護福祉士などの専門職による在宅介護に関する相談・助言のほか、福祉関係事業者及び行政機関との連携を図りながら、利用者のニーズに添った情報の提供や連絡・調整など、在宅福祉サービスの充実に努めます。

このほか、在宅等で家族の介護を行っている市民を対象として、介護教室を公民館及び東老人福祉センター等で開催します。

③ シニアピア・傾聴ボランティア事業

超高齢社会を迎えた今日においては「高齢者同士が支え合う仕組み」が必要となります。

シニアピア・傾聴ボランティア養成事業を修了した皆さんに「傾聴ボランティア員」として登録していただき、悩み、不安、寂しさを持つ高齢者の「心のケア」と傾聴ボランティアの皆さんの「生きがい」づくりを図り、同世代の高齢者がお互いに支えあう「ふれあいケア」を目指します。

表 I-2-1-33 派遣状況 (単位：件)

年 度	29	30	元
総派遣件数	4,062	3,915	3,227

④ 人材育成・研修事業

在宅福祉サービスに関わる人材の育成と介護技術の向上を目的として、研修会の開催や職場体験学習の受け入れを行います。

1) シニアピア・傾聴ボランティア養成事業

「ピア」とは仲間、同士という意味を持っています。高齢者同士が支え合う「シニアピア・傾聴ボランティア事業」を推進するため、傾聴の技能・技法を身につけた「傾聴ボランティア員」を養成します。

「元気な高齢者がカウンセリングの基本を学び、悩みや寂しさを抱える高齢者の相談や話し相手をする」シニアピア・傾聴ボランティア員を養成します。

表 I-2-1-34 養成状況

年 度	29	30	元
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	14	22	15

2) 職場体験学習受入

介護人材の育成や子どもたちに人の役に立つ喜びを体験していただくことを目的として、介護職を目指す学生や福祉の職場に関心のある生徒を対象として、職場体験実習の受入れを行います。

表 I-2-1-35 受入状況 (単位：人)

年 度	29	30	元
受入者数	37	33	141

⑤ 普及啓発事業

パンフレット、ホームページ等により公社及び市の福祉事業や在宅福祉サービスに関する情報の提供を図ります。また、市民を対象とした各種講座を開催します。

- 1) 公社事業、市の福祉施策等の紹介
- 2) 介護予防講座の開催
- 3) 認知症サポーター養成講座の開催
- 4) 家族のための介護教室の開催
- 5) 児童向け福祉講座の開催

⑥ 調査研究事業

多様な福祉ニーズに対応した創造的なサービスの供給体制を確立するため、福祉サービスに関する調査研究を行います。

(2) 介護保険事業

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者及び指定訪問介護事業者として、介護支援事業及び介護サービス事業を行います。

① 介護支援事業

介護保険法に基づいて、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者の意向、環境、心身の特性やその有する能力に応じ、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる居宅サービス計画書を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を密に行い、事業の適正な実施を図ります。

表 I - 2 - 1 - 3 6 作成状況 (単位：件)

年度	29	30	元
作成件数	825	951	902

② 介護認定訪問調査事業

介護認定訪問調査を指定居宅介護支援事業者として市から受託し、市と一体になって介護認定訪問調査を行います。

表 I - 2 - 1 - 3 7 調査状況 (単位：件)

年度	29	30	元
調査件数	4,350 (船橋市 4,254 他市 96)	4,350 (船橋市 4,271 他市 79)	4,350 (船橋市 4,268 他市 82)

③ 訪問介護事業

介護保険法に基づいて、高齢者、障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護計画書に沿って、入浴、排泄、食事等の身体介護のほか、日常生活に必要な家事援助等の介護サービスを行います。

また、良質なサービスを提供するためヘルパーの資質向上に努めます。

表 I - 2 - 1 - 3 8 実施状況

年度	29	30	元
延利用者数(人)	2,682	2,975	3,012
延派遣回数(回)	23,966	24,683	24,321
延派遣時間数(時間)	29,117	28,547	26,940.5

(3) 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づいて、身体障害者(児)、難病患者等、精神障害者、知的障害者(児)が自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事等の身体介護や、調理、洗濯、掃除等の家事援助、社会参加のための外出介助等を行います。

表 I-2-1-39 実施状況

年 度	29	30	元
延利用者数 (人)	2,116	2,133	2,091
延派遣回数 (回)	14,721	14,403	13,496
延派遣時間数 (時間)	29,377	29,387	29,066.5

(4) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づいて、精神障害者、知的障害者(児)、脳性まひ等全身性障害者(児)が社会生活を営むうえで必要な外出や、余暇活動等の社会参加をするための外出介助等を行います。

また、身体、知的、全身性障害者(児)の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、公社施設を利用した障害者(児)の日中における一時的な見守り等を行います。

表 I-2-1-40 実施状況

年 度	29	30	元
延利用者数 (人)	821	867	819
延派遣回数 (回)	5,763	5,786	5,336
延派遣時間数 (時間)	7,224	7,502	6,757.5

(5) 受託事業

市からの受託事業として、次の事業を実施します。

① 在宅福祉サービス事業

介護保険の給付を受けられない高齢者やひとり暮らしの高齢者のほか、母子・父子家庭等の生活を支援します。また、子育てや家庭養育上問題を抱える家庭に対し、ヘルパーを派遣いたします。

1) ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

疾病その他の理由により日常生活を営むのに支障がある母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦に対し、ホームヘルパーを派遣します。

2) 養育支援訪問事業

子育てや家庭養育上問題を抱える家庭に対し、ホームヘルパーを派遣します。

表 I-2-1-41 ホームヘルパー派遣状況

区分		年度	29	30	元
母子・父子家庭	対象家庭 (件)		3	5	1
	派遣回数 (回)		42	37	8
養育支援	対象家庭 (件)		1	6	12
	派遣回数 (回)		7	123	162

※平成30年度の対象家庭(件)は養育支援方針会議後、派遣に至らなかった1件を除いた件数

② ひとり暮らし高齢者軽度生活援助事業

ひとり暮らし高齢者等の居宅に援助員を派遣し、日常生活上の軽易な援助をします。

表 I-2-1-42 派遣状況

年 度	29	30	元
延世帯数（世帯）	16,850	17,421	15,744
延派遣時間数（時間）	18,445	18,848	16,941

③ 高齢者実態把握事業

船橋市が実施する「船橋市健康スケール」の未返送者等に対し、公社の訪問介護員等が個別に訪問して状況を調査することにより、援助が必要にもかかわらず必要な支援が得られていない可能性がある高齢者を地域包括支援センターの支援に繋げます。

表 I-2-1-43 把握状況（単位：件）

年 度	29	30	元
調査件数	2,000	2,000	2,000

※平成30年度までは、「介護予防対象者把握のための基本チェックリスト」の未返送者等に対する調査

④ 一般介護予防事業対象者介護予防事業

一般高齢者を対象に、認知症予防に有効な生活習慣を身につけるため、各種プログラムを用いた認知症の予防活動を実施します。

表 I-2-1-44 実施状況

年 度	29	30	元
実施回数（回）	20	20	19
参加人数（人）	290	295	272

※令和元年度より事業の名称が「一般介護予防事業対象者介護予防事業」に変更になっています。

⑤ 介護用品支給事業

在宅の重度要介護者（要介護3・4・5）を支援するため、紙おむつ等の支給を行います。

※平成27年度までは重度要介護者を在宅で介護している家族等を支援するための事業として実施。

表 I-2-1-45 利用状況（単位：人）

年 度	29	30	元
延利用者数	17,647	18,493	19,795

⑥ やすらぎ支援員訪問事業

認知症高齢者を介護する家族を支援するため、家族の方々が所用等で留守にする場合や休息を必要とする時間帯に「やすらぎ支援員」が訪問し、見守りをしたり、話し相手になります。

表 I-2-1-46 派遣状況

年 度	29	30	元
延訪問回数（回）	273	377	252
延時間数（時間）	613	853	635

⑦ 高齢者等食の自立支援配食サービス事業

食事づくりが困難なひとり暮らし等の高齢者を支援するため、月曜日から金曜日の昼食・夕食に温かな食事の配食サービスを行うとともに希望者には食事内容等を管理栄養士が分析し、栄養指導を実施する「栄養管理サービス」を行います。

表 I - 2 - 1 - 4 7 利用状況

年 度	29	30	元
延利用者数(人)	643	646	671
配食数(食)	11,371	11,284	11,646

⑧ 在宅重度要介護者訪問理美容サービス事業

理容院・美容院に行くことが困難な重度（要介護4・5）の要介護者の居宅に、理容師・美容師が訪問してカットなどを行います。

※理美容料金は自己負担

（カット代 1回につき 理容 3,700 円 美容 3,800 円※令和元年 10 月から美容は 3,880 円）

表 I - 2 - 1 - 4 8 利用状況 (単位：回)

年 度	29	30	元
利用回数	61	65	57

⑨ 手話通訳者派遣事業

聴覚障害者が、病院・公的機関等を利用する際に手話通訳者を派遣します。

表 I - 2 - 1 - 4 9 派遣状況 (単位：件)

年 度	29	30	元
派遣件数	1,477	1,552	1,619
内訳) 労働関係	37	28	21
福祉関係	32	93	85
生活関係	248	228	346
医療関係	477	524	597
教育関係	161	178	157
官公庁	521	386	293
講座	—	111	112
その他	1	4	8

※平成 30 年度の集計より、官公庁に含めていた講座への派遣を別に集計するようになりました。

⑩ 要約筆記者派遣事業

聴覚障害者が、病院・公的機関等を利用する際に、要約筆記者を派遣します。

表 I - 2 - 1 - 5 0 派遣状況 (単位：件)

年 度	29	30	元
派遣件数	709	702	690
内訳) 労働関係	2	5	6
福祉関係	0	186	147
生活関係	35	5	19
医療関係	56	85	62
教育関係	6	16	10
官公庁	610	256	312
講座	—	149	134
その他	0	0	0

※平成 30 年度の集計より、官公庁に含めていた講座の派遣を別に集計するようになりました。

⑪ 手話通訳者・要約筆記者設置事業（聴覚障害者相談業務）

聴覚障害者の援護に関する相談、手話通訳者及び要約筆記者派遣コーディネート等について、公社に手話通訳者・要約筆記者を配置し、援護の相談や情報の提供を行うほか、関係機関との連絡調整等を図ります。また、聴覚障害者相談員を配置し、聴覚障害者、家族、関係する人からの生活相談に応じ、関係機関との連携調整等を図ります。

表 I - 2 - 1 - 5 1 設置通訳活動状況・相談員状況 (単位：件)

年 度	29	30	元
件数	3,109	2,561	2,854
内訳) 労働関係	182	196	141
福祉関係	90	153	180
生活関係	639	360	549
医療関係	654	712	828
教育関係	150	172	143
官公庁	671	514	461
裁判	0	0	0
講座	309	226	264
その他	414	228	288

⑫ 手話通訳者養成事業

聴覚障害者の要望に応えられる手話通訳者を確保するため、手話通訳者の養成講座を開催します。

表 I - 2 - 1 - 5 2 養成状況

年 度	29	30	元
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	16	12	19

⑬ 手話奉仕員養成事業

聴覚障害者の要望に応えられる手話通訳者を養成するため、準備講座を開催します。

表 I-2-1-53 養成状況

年 度	29	30	元
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	24	21	25

⑭ 要約筆記者養成事業

聴覚障害者の要望に応えられる要約筆記者を確保するため、養成講座を開催します。

表 I-2-1-54 養成状況

年 度	29	30	元
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	9	6	6

⑮ 中途失聴者・難聴者手話講習事業（身体障害者手帳を所持されていない人が対象）

中途失聴者・難聴者に対し、手話の取得を促し社会参加を促進するため、手話講習会を開催します。

表 I-2-1-55 受講状況

年 度	29	30	元
講座開催回数(回)	1	1	1
参加人数(人)	24	24	26

※参加人数(人)は、講座閉講時の人数

⑯ ファミリー・サポート・センター事業（介護）

日常生活に不便を感じている高齢者を支援するため、介護に関する相互援助活動の調整等を行います。

表 I-2-1-56 会員数及び利用状況

年 度		29	30	元
会 員 数 (人)	協力会員	186	191	175
	利用会員	185	194	199
	遠隔地会員	251	272	283
	本人会員	176	199	205
	両方会員	4	4	3
利用回数(回)		3,409	3,096	3,070

※利用回数(回)には、キャンセルとなった回数も含んでいます。

⑰ ファミリー・サポート・センター事業（育児）

地域の中で安心して子育てができるよう、育児に関する相互援助活動の調整等を行います。

表 I-2-1-57 会員数及び利用状況

年 度		29	30	元
会 員 数 (人)	協力会員	575	579	598
	利用会員	2,537	2,768	2,979
	両方会員	101	101	105
利用回数(回)		9,985	10,606	8,961

※令和元年度から利用回数(回)に、キャンセルは含めておりません。

⑩ 緊急一時支援事業

ひとり暮らし高齢者等が急な体調変化などで日常生活に支障が生じた場合に、日常生活上の一時的な支援サービスを行う緊急一時支援員を派遣します。

表 I-2-1-58 派遣状況

年 度	29	30	元
訪問世帯(世帯)	27	20	18
訪問回数(回)	30	21	18
時間(時間)	70.5	43.5	40.5

⑪ 生活・介護支援サポーター事業

元気高齢者や団塊の世代等を対象として生活・介護支援サポーターを養成し、在宅や介護施設に派遣することで、地域や介護現場における人材不足の解消を側面から支援します。

表 I-2-1-59 登録者数及び利用状況

年 度	29	30	元
在宅高齢者登録者数(人)	494	539	564
登録介護施設数(施設)	10	10	10
サポーター登録者数(人)	369	380	362
利用回数(回)	4,703	5,733	5,567

⑫ 船橋市認定ヘルパー養成研修事業

船橋市の介護予防・日常生活支援総合事業における人員基準を緩和した介護予防生活支援サービスの従事者を養成するために、船橋市からの受託により、船橋市認定ヘルパー養成研修を開催します。

表 I-2-1-60 開催状況・参加状況

年 度	29	30	元
研修開催回数(回)	3	3	3
延修了者数(人)	60	49	27

⑬ 東老人福祉センター事業(指定管理者)

船橋市東老人福祉センターの指定管理者として、地域の高齢者を対象に「健康の維持」「仲間づくり」「生きがい創造」「余暇活動」などの総合的福祉サービスを提供します。

表 I-2-1-61 利用状況 (単位:人)

年 度	29	30	元
延利用者数	84,107	80,646	72,611

2. 福祉サービスに関する苦情解決制度

地域福祉課

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において市が提供する福祉サービスについて、サービス利用者からの苦情申し出に対し、各施設の苦情解決責任者による苦情解決を行うほか、サービス利用者から申し出があった場合には、中立・公正な立場である第三者委員が苦情の申し出者と施設関係者との話し合いの場に立ち会い、必要に応じて助言をすることで、苦情解決に努めます。

表 I - 2 - 1 - 6 2 苦情受付件数

区分	年度	29		30		元	
		件	%	件	%	件	%
高齢者		6	42.86	4	66.66	2	28.57
障害者		4	28.57	1	16.67	4	57.14
児童		4	28.57	1	16.67	1	14.29
その他		0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		14	100.00	6	100.00	7	100.00

表 I - 2 - 1 - 6 3 苦情受付方法

区分	年度	29		30		元	
		件	%	件	%	件	%
面談		3	21.43	2	33.34	0	0.00
電話		6	42.86	2	33.33	5	71.42
書面		5	35.71	2	33.33	1	14.29
F A X ・ その他		0	0.00	0	0.00	1	14.29
合 計		14	100.00	6	100.00	7	100.00

表 I - 2 - 1 - 6 4 申出人との関係

区分	年度	29		30		元	
		件	%	件	%	件	%
本人		6	42.86	4	66.67	1	14.29
親・子供		6	42.86	2	33.33	5	71.42
その他		2	14.28	0	0.00	1	14.29
不明		0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		14	100.00	6	100.00	7	100.00

表 I - 2 - 1 - 6 5 苦情の内容

区分	年度	29		30		元	
		件	%	件	%	件	%
職員の接遇		2	14.29	1	16.67	0	0.00
サービスの質や量		5	35.71	2	33.33	3	42.86
利用料		0	0.00	0	0.00	0	0.00
説明・情報提供		6	42.86	0	0.00	0	0.00
被害・損害		0	0.00	0	0.00	0	0.00
権利侵害		0	0.00	0	0.00	0	0.00
その他		1	7.14	3	50.00	4	57.14
合 計		14	100.00	6	100.00	7	100.00

表 I - 2 - 1 - 6 6 苦情解決の方法

区分	29		30		元	
	件	%	件	%	件	%
利用者への説明	9	64.29	4	66.67	6	85.71
待遇改善	1	7.14	0	0.00	0	0.00
サービス内容の改善	4	28.57	0	0.00	0	0.00
その他	0	0.00	2	33.33	1	14.29
継続中	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合計	14	100.00	6	100.00	7	100.00

第3項 法定外援護

地域保健課

1. 原爆被爆者見舞金支給制度

原爆被爆者に対し、年1回見舞金を支給することにより、福祉の増進に役立っています。

支給額 年7,000円

表 I - 2 - 1 - 6 7 被爆者見舞金の支給状況

区分	29	30	元
支給者数(人)	220	202	194
支給状況(円)	1,540,000	1,414,000	1,358,000

第4項 災害救助

地域福祉課

1. 災害見舞金等支給制度

被災者の生活の安定を速やかに取り戻すため、見舞金を支給します。

また、死亡した方の遺族または葬祭を行う方に対し、弔慰金を支給します。

表 I - 2 - 1 - 6 8 災害見舞金等支給額

災害見舞金及び災害弔慰金 (単位：円)

特別災害見舞金 (単位：円)

区分	見舞金額	
	単身者	一般世帯(2人以上)
全焼(壊)	30,000	50,000
半焼(壊)	20,000	30,000
消火冠水	10,000	20,000
床上浸水	10,000	20,000
死亡弔慰金	1人につき100,000	

区分	見舞金額
単身世帯	10,000
二人世帯	20,000
三人以上世帯	30,000

表 I - 2 - 1 - 69 災害見舞金等支給状況

災害の種類		年度			
		29	29 (震災関連)	30	元
全焼(壊)	件数	9	0	8	13
	金額(千円)	330	0	360	470
半焼(壊)	件数	4	1	9	30
	金額(千円)	110	30	240	800
消火冠水 ※平成26年度から対象	件数	10	0	4	2
	金額(千円)	140	0	50	30
床上浸水	件数	0	0	0	0
	金額(千円)	0	0	0	0
死亡弔慰金	件数	4	0	7	4
	金額(千円)	500	0	800	500
特別災害見舞金	件数	0	0	0	0
	金額(千円)	0	0	0	0
合計	件数	27	1	28	49
	金額(千円)	1080	30	1450	1800

2. 住宅等災害復旧資金利子補給制度

台風等の災害により住宅等に被害を受けた者の生活の立直しの援護を図るため、被災者が災害復旧資金を金融機関から借り受けた場合、その借り受け残額に対して利子を補給いたします。

- ・利子補給率 年3%以内
- ・期 間 7年以内
- ・対象限度額 500万円

表 I - 2 - 1 - 70 住宅等災害復旧資金利子補給金

種別	年度		
	29	30	元
利子補給申請件数	1	0	4
利子補給決定件数	1	0	1
金額(千円)	511	569	506

3. 災害援護資金の貸付

災害の被害を受けた当時、船橋市に住所を有していた方で、災害により世帯主が負傷、住居・家財等に被害があった場合の生活建て直しに資するため、世帯主に対し災害援護資金を貸付けします。

- ・利 率 据置期間経過後1.5%※1(連帯保証人を立てる場合は無利子)
- ・据置期間 3年(特別の場合※2は5年)
なお、据置期間中は無利子で償還は不要です。
- ・償還期間 10年(据置期間を含む)
- ・償還方法 年賦・半年賦・月賦(元利均等償還、ただし繰上償還可)
- ・違 約 金 年5.0%(支払期日までに償還されなかった場合等)

(東日本大震災特例)

- ・ 利率 据置期間経過後 1.5%※1 (連帯保証人を立てる場合は無利子)
- ・ 据置期間 6年 (特別の場合※2 は 8年)
 なお、据置期間中は無利子で償還は不要です。
- ・ 償還期間 13年 (据置期間を含む)
- ・ 償還方法 年賦・半年賦・月賦 (元利均等償還、ただし繰上償還可)
- ・ 違約金 年 5.0% (支払期日までに償還されなかった場合等)
- ・ 申込期間 令和 3年 3月 31日 まで

※1 千葉県からの利子補給制度あり ※2 世帯主の死亡など

表 I - 2 - 1 - 7 1 災害援護資金の貸付状況

損害の種類・程度		年度		元		
		29	30			
世帯主の 負傷 (1月以上) あり	住居の半壊・ 大規模半壊	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	住居の全壊	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	住居の滅失	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	家財の 1/3 以上 の損害	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	家財及び住居に損 害のない場合	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	合 計	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	世帯主の 負傷 (1月以上) なし	住居の半壊・ 大規模半壊	件数	0	1	1
			金額(千円)	0	1,700	2,500
住居の全壊		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
住居の滅失		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
家財の 1/3 以上 の損害		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
家財及び住居に損 害のない場合		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
合 計		件数	0	1	1	
		金額(千円)	0	1,700	2,500	

第5項 ホームレス自立支援対策

1. ホームレス総合相談

地域福祉課がホームレス問題に関する総合的な相談窓口となり、ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対して、福祉サービスの利用等に関する相談・指導等を行うとともに、市民等からホームレス問題に関する苦情・要望等を受けた場合には、庁内関係課・関係機関と連携のもと解決を図っています。

表 I-2-1-72 令和元年度申出件数実績 (単位：件)

申出人		申出方法		相談内容	
ホームレス	0	窓口	2	荷物等撤去	2
他の公共機関	3	電話	14	福祉施設等入所	0
市民	21	市民の声	6	情報提供等	45
庁内他課	68	その他	73	生活保護・治療	2
その他	3			その他	56
合計	95	合計	95	合計	105

※「相談内容」については、1件の申出で複数の相談を受けているものがあります。

2. ホームレス巡回相談

ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者の起居する場所（主に公園・河川敷等の市内公共施設）を地域福祉課の職員（2名1組）が巡回し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談・指導等を行っています。

また、相談の結果により、保健・医療・福祉等の各種施策の活用にかかる助言を行うとともに、庁内関係課・関係機関との連携のもと必要な支援を行っています。

《令和元年度実施状況》

- ・実施期間（回数） 令和元年5月、令和元年8月、令和元年11月、令和2年1月（計4回）
- ・延相談人数 42人

3. ホームレス問題に関する庁内連絡会議

市内公共施設を管理する課や、保健・福祉関係課など、庁内関係各課で構成した連絡会議を定期的で開催し、ホームレスに対する自立支援対策の検討・情報交換等を行い、関係各課における共通認識や連携強化を図っています。

第6項 生活困窮者自立支援

1. 生活困窮者自立支援制度

平成27年から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者）等に対し、支援を行っています。

2. 生活困窮者自立支援制度の種類

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者等に対し、相談及び支援を行います。

表 I-2-1-73 相談件数 (単位：件)

区分	年度	29	30	元
相談件数		11,806	12,525	18,962

(2) 住居確保給付事業

離職等（2年以内）により住居を失った又はそのおそれのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給します。

表 I-2-1-74 支給決定件数（延長等含む） (単位：件)

区分	年度	29	30	元
支給決定件数		8	20	28

(3) 就労準備支援事業

就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事するための準備として、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

表 I-2-1-75 支援件数 (単位：件)

区分	年度	29	30	元
支援件数		22	19	19

(4) 家計改善支援事業

生活困窮者に対し、家計相談及び支援を行います。

表 I-2-1-76 支援件数 (単位：件)

区分	年度	29	30	元
支援件数		49	13	32

※ 平成 29 年度から事業開始

(5) 学習支援事業

生活保護世帯、生活困窮世帯及びひとり親世帯等の中学生に対し、学習支援等を行います。

また、高校中退防止の取り組みとして学習支援事業参加者に対して、高校進学後の面談等ができる場を提供します。

表 I-2-1-77 参加者数 (単位：人)

区分	年度	29	30	元
ひとり親世帯等		120	124	117
生活保護世帯		49	39	33
生活困窮世帯		68	71	83